

(様式)

東日本大震災復興支援委員会分科会の設置について

分科会等名：産業振興・就業支援分科会

1	所属委員会名	東日本大震災復興支援委員会				
2	委員の構成	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員 20 名以内				
3	設置目的	<p>成 24 年 4 月 15 日まで設置されていた東日本大震災復興支援委員会産業振興・就業支援分科会では、前期に設置された東日本大震災対策委員会被災地域の復興ランド・デザイン分科会が提言した「復興に至る 7 つの基本原則」（平成 23 年 6 月 8 日）及び、この 7 つの基本原則により具体性を持たせた提言（同年 9 月 30 日）、並びに同委員会と第一部 3.11 以降の新しい日本社会を考える分科会における提言「東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援」（同年 9 月 21 日）、同委員会と食料科学委員会水産学分科会における提言「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」（同年 9 月 30 日）を参考にして、平成 24 年 4 月 9 日に、提言「被災地の求職支援と復興法人創設 ―被災者に寄り添う産業振興・就業支援を一」を発出したところである。</p> <p>しかしながら、津波被害地域では水産業を中核にした産業の復興途上にあるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の被災地域では、地元への帰還もままならない地域を始め、様々な要因により産業振興・就業支援が進んでいない。</p> <p>そこで、同年 4 月 15 日にいったん閉じた「産業振興・就業支援分科会」を再び設置して、係る地域における産業振興・就業支援方を調査・審議することとする。</p>				
4	審議事項	○被災地ならびに関連した地域の産業と雇用復興の現状の把握及び今後のあり方についての検討				
5	設置期間	<table border="1"><tr><td>時限設置</td><td>平成 24 年 5 月 25 日～平成 26 年 9 月 30 日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成 24 年 5 月 25 日～平成 26 年 9 月 30 日	常設	
時限設置	平成 24 年 5 月 25 日～平成 26 年 9 月 30 日					
常設						
	備考					